



# 山形県公報

平成28年6月1日(水)

号 外 (15)

## 目 次

### 告 示

保安林内の皆伐面積の限度..... (林業振興課) ... 1

## 告 示

山形県告示第573号

平成28年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成28年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	315.29
相沢川	113.58
田川	542.72
五十川～鼠ヶ関川	90.92
鮭川	594.84
小国川	334.64
銅山川～角川	395.04
北村山	452.05
寒河江川	190.04
月布川～朝日川	84.04
山形	237.29
白川	386.10
荒川	384.24
置賜	518.60
前川	20.50
日向川土砂流出防備保安林	11.78
相沢川	16.26
田川	346.23
五十川～鼠ヶ関川	141.88
鮭川	45.93
小国川	43.34
銅山川～角川	32.15
北村山	419.70
寒河江川	63.03

